

職場における労働衛生基準が変わりました

～照度、便所、救急用具、室内の温度等の改正～

(令和3年12月1日、令和4年3月1日公布 / 令和3年12月1日等から施行)

1 法令が改正された事項

(1) 照度等 (事務所則第10条) 令和4年12月1日施行

- 労働者を常時就業させる室の**作業面の照度基準が改正**されました。

改正前		改正後	
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上	付随的な事務作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上		

(2) 便所 (事務所則第17条の2、安衛則第628条の2、第677条) 令和3年12月1日施行

- 事務所則第17条及び安衛則第628条に基づく便所の設置基準は、主に下記のとおりとされており、今回の改正においても基本的考え方は変わっていません。
 - 男性用と女性用に区別すること
 - 男性用大便所の便房数：同時に就業する**男性労働者** 60人以内ごとに1個以上
 - 男性用小便所の箇所数：同時に就業する**男性労働者** 30人以内ごとに1個以上
 - 女性用便所の便房数：同時に就業する**女性労働者** 20人以内ごとに1個以上
- 今回の改正で、新たに事務所則第17条の2、安衛則第628条の2が設けられ、同時に就業する労働者が**常時10人以内**である場合、**便所を男性用と女性用に区別せず、それ単独でプライバシーが確保されている「独立個室型の便所」をひとつ設ければ良いこととされました。**

「独立個室型の便所」

- 男性用と女性用に区別しない、四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
- 仕切り板で構成されているものや、上部や下部に隙間のある壁で構成されているものは、該当しない。
- 「壁等」：視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- 「四方を壁等で囲まれた」：全方向を壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造であること。

*但し、男性用と女性用に区別するのが原則であり、可能な限り区別すべきです。「独立個室型の便所」の特例は、男性用と女性用に区別して設置することが困難な場合の例外規定であり、この例外規定を根拠として、既に男女別に設置した便所の一部を廃止する等の対応は不適切とされます。

- また、男性用と女性用に区別した便所を設置した上で「独立個室型の便所」を設置する場合には、「独立個室型の便所」1個につき男女それぞれ労働者の数を10人ずつ減じて、必要便房数等を算定できることとされました。

* 愛知労働局ホームページで、便房数等を計算するためのエクセルファイルを、参考配布しております。

愛知労働局
ホームページ



(3) 救急用具 (安衛則第633条、旧第634条関係) 令和3年12月1日施行

- 従来から、安衛則第633条で、負傷者の手当に必要な救急用具・材料を備え、労働者に周知し、常時清潔に保つことなどを定めています。さらに従来は、**安衛則第634条で救急用具・材料として備えておくべき品目を定めていたが、この規定が削除されました。**
- 負傷や疾病の発生状況は事業場ごとに異なるため、リスクアセスメントの結果や、安全管理者・衛生管理者・産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ応急手当てに必要なものを備えるべきとされました。また、感染防止に必要なものも併せて備え付けることが望ましいとされました。

(4) 気温 (事務所則第5条) 令和4年4月1日施行

- 従来から、**空気調和設備または機械換気設備を設けている場合は**、室に供給される空気が一定の基準に適合するように調整することとされています。
- 浮遊粉じん量、一酸化炭素・二酸化炭素の含有率、ホルムアルデヒドの量、気流の速さ、気温、相対湿度についての基準がありますが、それらのうち、空気調和設備を設置している場合の**気温の努力目標値が改正**されました。

改正前	改正後
17度以上28度以下	18度以上28度以下

(5) 用語の見直し (事務所則第1条、第12条、第20条等) 令和3年12月1日施行

- 事務所を巡る環境の変化等により、実態に合わなくなった用語の削除等が行われました。
 - 「カードせん孔機」の記載削除 (事務所則第1条、第12条関係)
 - 「かや」の記載削除 (第20条関係)

2 法令の解釈・運用が見直された事項

(1) 一酸化炭素・二酸化炭素の含有率の測定方法 (事務所則第8条関係)

- 従来から事務所則第7条に基づき、次の事項の測定を、原則2か月以内ごとに1回、定期的に行い、記録を3年間保存することとされています。

一酸化炭素・二酸化炭素の含有率
室温及び外気温
相対湿度

- また、事務所則第8条において、一酸化炭素・二酸化炭素の含有率の測定は、検知管方式または、これと同等以上の性能を有する測定器を使用して行うこととされています。この「同等以上の性能を有する測定器」として、下記のものが示されました。

- 一酸化炭素：定電位電解法による測定器
- 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法（NDIR）による測定器

(2) 更衣設備等 (事務所則第18条第2項関係)

- 従来から事務所則第18条第2項に基づき、被服の汚染・湿潤、またはそのおそれのある労働者のために、更衣設備または被服の乾燥設備を設けることとされています。
- これに基づき更衣室を設ける場合の留意事項として、次の事項が示されました。事務所則に基づき設置するものでない、更衣室やシャワー設備についても同様に留意すべきとされます。

- 性別を問わず安全に利用できる必要がある。
- プライバシーの確保に配慮すべきである。

(3) 休憩の設備 (事務所則第19条、安衛則第613条関係)

- 従来から事務所則第19条、安衛則第613条に基づき、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けることが事業者の努力義務とされています。
- これに基づき休憩の設備を設ける場合の留意事項として、次の事項が示されました。

- 休憩の設備の広さや、休憩設備内に備えるべき設備について、衛生委員会等で調査審議等を行い、その結果に基づいて設置することが望ましい。

(4) 休養室等 (事務所則第21条、安衛則第618条関係)

- 従来から事務所則第21条、安衛則第618条に基づき、常時50人以上または、常時女性30人以上の労働者を使用する事業者は、労働者が横になることのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けることとされています。
- これに基づき休養室又は休養所を設ける場合の留意事項として、次の事項が示されました。

- 専用設備として設けなくとも、随時利用が可能となる機能を確保することで足りること。
〔休養室又は休養所は、病弱者、生理日の女性等が一時的に使用するために設けられるもので、長時間の休養等が必要な場合は速やかに医療機関に搬送又は帰宅させることが基本であるため。〕
- 休養室又は休養所では体調不良の労働者が横になって休むことが想定されており、プライバシーの確保のため設置場所の状況等に応じた次のような配慮が重要です。
 - 入口や通路から直視されないよう目隠しを設ける
 - 関係者以外の出入りを制限する
 - 緊急時に安全に対応できる

(5) 洗身の設備、更衣室 (安衛則第625条第1項関係)

- 従来から安衛則第625条第1項に基づき、身体や被服を汚染するおそれのある業務に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備または洗たくのための設備を設けなければならないこととされています。
- これに基づき洗身の設備、更衣室を設ける場合の留意事項として、次の事項が示されました。安衛則に基づき設置するものでない、シャワー設備や更衣室についても同様に留意すべきとされます。

- 性別を問わず安全に利用できる必要がある。
- プライバシーの確保に配慮すべきである。

(6) 発汗作業に関する措置 (安衛則第617条関係)

- 従来から安衛則第617条に基づき、多量の発汗を伴う作業場においては、塩及び飲料水を備えることとされています。
- これに基づき備える「塩」は、塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水中に含まれる塩分も含む趣旨であることが明示されました。